

受入れ事業所・施設で必要な対応

- (1) 受入者の決定（又は受入できない旨の決定）及び通知書の作成
- (2) 体験事業の実施
- (3) 回収したアンケートの提出及び実施報告

(1) 受入者の決定及び通知書の作成

- ・ 中高生→県→事業所等という流れで参加申し込みを行います。
(中学生・高校生から、県への申込期限は6月4日(水)です。)
- ・ 中学生・高校生の申込者の中から、受け入れ対象者を決定してください。
- ・ 申込者が多数の場合の対象者の決定の基準は特に設けません。
- ・ 事業所等→県→中高生という流れで決定の通知をしますので、県から依頼するところの手順で、決定した受入者、日時、集合時間、服装や食事、感染対策など体験当日に必要な情報について記載した「参加決定通知書」を作成し、県へ提出してください。(提出期限6月25日(水))

※原則、体験日は半日～1日程度としています。生徒の希望日が○日～○日と記載がある場合はいずれか1日を体験日としてください。

(2) ボランティア行事用保険への加入

- ・ 県でボランティア行事用保険に加入します。(ただし、すでに事業所等で加入している保険で対応する場合には、そちらを適用していただいてもかまいませんので、その旨ご連絡ください。)

(3) 体験事業の実施

- ・ 体験事業を行う前には、参加者に対して必ずオリエンテーションを行ってください。
(事業所・施設やその利用者の特徴、注意すべき点、タイムスケジュールなど)
- ・ 体験事業は、事業所・施設外で行うものについても、集合や解散の場所は事業所・施設としてください。
- ・ 体験終了後は、アンケートを参加者に記入してもらってください。
- ・ 体験中の昼食代についての補助は行いませんので、給食等を提供される場合は、施設もしくは参加者負担としてください。(参加者持参としても構いません。)

(4) アンケート及び実施報告

- ・アンケートは、原則、電子申請サービスより回答をお願いします。
(県 HP またはアンケート掲載の QR コードより回答できます。)
- ・アンケートは体験終了後、その場で回答するよう声がけをしてください。
※生徒がスマートフォン等を持参していない場合は、後日回答でも構いません。
- ・参加者がアンケート用紙により回答をした場合は、とりまとめて実施報告と併せて県へ提出してください。

(5) その他

- ・ **当初の日程の変更が生じた場合は、県へその旨の連絡をお願いします。**
- ・ 当初の日程修了後も引き続き体験を希望される参加者がおられましたら、参加してもらってもかまいません。ただし、保険加入など必要な手続きは踏んでください。
(体験日数が1週間を超えて長期になる場合などは、事前に次の問い合わせ先までご相談ください。)
- ・ その他、不明な点がございましたら、お問い合わせください。
- ・ 体験事業の関係資料については、島根県高齢者福祉課のホームページへも掲載しております。

直接リンク URL

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kourei_sien/kouentou/taiken.html

QR コード



(6) 書類提出先及び問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護人材係

〒690-8501 松江市殿町1番地

T E L : 0852-22-6696

E-mail : kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp